

令和6年白老町議会予算等審査特別委員会会議録（第3号）

令和6年3月18日（月曜日）

開 議 午前10時00分

閉 会 午前10時43分

○出席委員（13名）

委員長 貳 又 聖 規 君	副委員長 森 山 秀 晃 君
委員 水 口 光 盛 君	委員 田 上 治 彦 君
委員 氏 家 裕 治 君	委員 長谷川 かおり 君
委員 西 田 祐 子 君	委員 前 田 弘 幹 君
委員 佐 藤 雄 大 君	委員 前 田 博 之 君
委員 森 哲 也 君	委員 飛 島 宣 親 君
委員 広 地 紀 彰 君	議長 小 西 秀 延 君

○欠席委員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	大 塩 英 男 君
副 町 長	大 黒 克 己 君
教 育 長	安 藤 尚 志 君
総 務 課 長	高 尾 利 弘 君
企 画 財 政 課 長	増 田 宏 仁 君
税 務 課 長	本 間 弘 樹 君
町 民 課 長	久 保 雅 計 君
健 康 福 祉 課 長	渡 邊 博 子 君
経 済 振 興 課 長	工 藤 智 寿 君
建 設 課 長	瀬 賀 重 史 君
上 下 水 道 課 長	舩 田 紀 和 君
消 防 長	後 藤 悟 君
病 院 事 務 長	村 上 弘 光 君
代 表 監 査 委 員	野 本 裕 二 君
企 画 財 政 課 主 査	八 木 橋 直 紀 君
税 務 課 主 幹	定 岡 あゆみ 君
税 務 課 主 幹	岩 本 寿 彦 君
税 務 課 主 幹	谷 口 英 樹 君

町民課主査	田中智之君
町民課主査	和田尚崇君
高齢者介護課主幹	小川千秋君
高齢者介護課主任	伊藤沙織君
経済振興課主幹	久末雅通君
上下水道課主幹	瀬賀光子君
病院事務次長	喜尾盛頭君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	本間力君
事務局主幹	小山内恵君

◎開議の宣告

○委員長（貳又聖規君） ただいまから、予算等審査特別委員会を再開いたします。
本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議案第8号 令和6年度白老町一般会計予算

○委員長（貳又聖規君） 議案第8号 令和6年度白老町一般会計予算を議題に供します。

本日は、債務負担行為、地方債及び歳入の質疑から行います。6ページ、「第2表 債務負担行為」及び7ページ、「第3表 地方債」について。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（貳又聖規君） 質疑なしと認めます。

続いて、14ページから19ページまでの1款町税全般について。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（貳又聖規君） 質疑なしと認めます。

続いて、20ページから33ページまでの2款地方譲与税、3款利子割交付金、4款配当割交付金、5款株式等譲渡所得割交付金、6款法人事業税交付金、7款地方消費税交付金、8款ゴルフ場利用税交付金全般について。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（貳又聖規君） 質疑なしと認めます。

続いて、34ページから45ページまでの9款環境性能割交付金、10款国有提供施設等所在町助成交付金、11款地方特例交付金、12款地方交付税、13款交通安全対策特別交付金、14款分担金及び負担金全般について。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（貳又聖規君） 質疑なしと認めます。

続いて、46ページから55ページまでの15款使用料及び手数料全般について。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（貳又聖規君） 質疑なしと認めます。

続いて、56ページから75ページまでの16款国庫支出金及び17款道支出金全般について。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（貳又聖規君） 質疑なしと認めます。

続いて、76ページから89ページまでの18款財産収入、19款寄付金、20款繰入金全般について。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（貳又聖規君） 質疑なしと認めます。

続いて、90ページから105ページまでの21款繰越金、22款諸収入、23款町債全般について。
質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（貳又聖規君） 質疑なしと認めます。

これで「第2表 債務負担行為」、「第3表 地方債」及び歳入が終わりましたが、この中で特に質疑漏れがありましたらどうぞ。

13番、広地紀彰委員。

○13番（広地紀彰君） 歳入歳出全般において1点質疑漏れがありましたので、消防長に質問します。

○委員長（貳又聖規君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時03分

○委員長（貳又聖規君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

13番、広地紀彰委員、続けて質問をお願いいたします。

○13番（広地紀彰君） 消防長に伺います。このたびの本会議をもってご勇退と伺いましたが、長年にわたって町民の生命と財産を守るために奉職されてきた思いや後進に対する助言、消防行政をつかさどる立場としての要諦、消防長の思いを伺いたいと思います。

○委員長（貳又聖規君） 後藤消防長。

○消防長（後藤 悟君） 今年度退職を迎えますけれども消防に対しての思いを一言述べさせていただきたいと思います。平成元年に消防士を拝命し今年で35年という歳月がたっております。一番に思うことは、何が起きる分からない中で消防士が現場にすぐに向かうわけですが、大きな事故また生命に関わる怪我などが起きなかったことに対して、職員に感謝するところでございます。議員の皆様からはいろいろと質問がございましたが、消防業務に対する応援という言葉をいただき、そのような支えがあつて我々が現場に行つて町民の生命、財産を守ることにつながっていると思います。そういったことを我々も先輩方から受け継いできました。それをまたさらに後輩にも受け継いでもらつて白老町民のために尽くしていただきたいと思います。どうぞでございます。

最後になりますけれども議員の皆様、我々も一心同体となつて町民のために頑張っているかなければならないと思っております。これからは議員の皆様、我々職員にも町民のために住みよいまちを目指して取り組んでもらいたいと思います。願いを込めて気持ちを述べさせていただきます。

○委員長（貳又聖規君） 御苦労さまでした。

ほか、質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（貳又聖規君） 質疑なしと認めます。

これで令和6年度一般会計予算の質疑が全て終了しました。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（貳又聖規君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第8号 令和6年度白老町一般会計予算、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○委員長（貳又聖規君） 全員賛成。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第9号 令和6年度白老町国民健康保険事業特別会計 予算

○委員長（貳又聖規君） 議案第9号 令和6年度白老町国民健康保険事業特別会計予算を議題に供します。

慣例によりまして、歳出から質疑に入ります。国民健康保険事業特別会計予算書28ページをお開きください。28ページから33ページまでの1款総務費全般について。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（貳又聖規君） 質疑なしと認めます。

続いて、34ページから49ページまでの2款保険給付費、3款国民健康保険事業費納付金、4款共同事業拠出金、5款財政安定化基金拠出金、6款保健事業費全般について。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（貳又聖規君） 質疑なしと認めます。

続いて、50ページから63ページまでの7款基金積立金、8款公債費、9款諸支出金、10款予備費全般及び給与費明細書について。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（貳又聖規君） 質疑なしと認めます。

これで歳出が終わりました。

次に歳入に入ります。10ページから25ページまでの歳入全般について。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（貳又聖規君） 質疑なしと認めます。

これで歳入が終わりました。ここで歳入歳出全般について、特に質疑漏れの方がおりましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（貳又聖規君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（貳又聖規君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第9号 令和6年度白老町国民健康保険事業特別会計予算、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○委員長（貳又聖規君） 全員賛成。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第10号 令和6年度白老町後期高齢者医療事業特別 会計予算

○委員長（貳又聖規君） 議案第10号 令和6年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算を議題に供します。

後期高齢者医療事業特別会計予算書10ページをお開き願います。10ページから27ページまでの歳入歳出全般について質疑に入ります。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（貳又聖規君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（貳又聖規君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第10号 令和6年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○委員長（貳又聖規君） 全員賛成。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第 1 1 号 令和 6 年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算

○委員長（貳又聖規君） 議案第11号 令和 6 年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算を議題に供します。

港湾機能施設整備事業特別会計予算書10ページをお開きください。10ページから26ページまでの歳入歳出全般及び地方債現在高見込額調書について質疑に入ります。質疑があります方はどうぞ。

13番、広地紀彰委員。

○13番（広地紀彰君） 13番、広地です。公共上屋の利用状況について伺います。町内の主要企業さんに活用していただいていると思いますが、毎年 1,500 万円余り同額計上されていますが、利活用の状況と今後の見込みについてどのように押さえているか伺います。

○委員長（貳又聖規君） 工藤経済振興課長。

○経済振興課長（工藤智寿君） 公共上屋の状況です。おおむね 70%ということで多くは製紙企業さんに使っていただいている部分と、アイヌ民族文化財団の資材等で一部使っていただいております。今後も使っていただける見込みということで押さえています。

○委員長（貳又聖規君） 13番、広地紀彰委員。

○13番（広地紀彰君） 13番、広地です。製紙企業さんが主に使っているという部分は承知しています。ただ少し心配な点がありまして、製紙業界、特にコロナ禍でグラフィック用紙、いわゆるオフィス用紙等の利用がマイナス成長を続けている状況です。IT化とか様々な中で特に白老工場が主力としているグラフィック用紙の需要が年々縮減している状況です。実際に中期計画を拝見しても3分の2程度段ボール板紙が占めていた売上高は、割合としては今や半分強程度にまで低下し、家庭紙とかエネルギーなどの新分野に対しての投資を続けるとあります。白老町として今後も港づくり、まちづくりに欠かせない決定的に大切な企業であると捉えていますので、今後も上屋を利活用してもらう営業というか企業の需要、ニーズを捉えたやりとり、緊密な連携が港づくり、ひいてはまちづくりにつながっていくと考えますが、その辺りの状況と考え方について伺いたいと思います。

○委員長（貳又聖規君） 大塩町長。

○町長（大塩英男君） ご心配されるとおりペーパーレス化という時代の流れの中で、私たちもその辺についてはしっかりと認識というか考えを持っているところでございます。私自身が機会をつくって日本製紙本社を訪れて現状がどうなっているのかといったいろいろな情報交換をさせていただいております。本町のまちづくりにおいて重要な企業であるということは揺るぎない事実でございますので、今後もしっかりと本社並びに白老工場の方々と港の活用を含め意見交換をした中で同じ方向に向かって私たちもしっかりとバックアップしていきたいという考えを情報交換させていただいているところでございます。

○委員長（貳又聖規君） ほか、質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（貳又聖規君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（貳又聖規君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第11号 令和6年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○委員長（貳又聖規君） 全員賛成。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時17分

○委員長（貳又聖規君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎議案第12号 令和6年度白老町介護保険事業特別会計予算

○委員長（貳又聖規君） 議案第12号 令和6年度白老町介護保険事業特別会計予算を議題に供します。

介護保険事業特別会計予算書30ページをお開きください。30ページから43ページまでの1款総務費、2款保険給付費全般について。質疑があります方はどうぞ。

5番、西田祐子委員。

○5番（西田祐子君） 高齢者介護課長がいらっしゃるということですが、簡単なことだけ1点伺います。39ページの1目介護給付費と2目介護予防給付費です。近年、白老町では高齢者が非常に増えていますけれども、介護認定をされている方の中で実際に施設に入所したいけれども入所できないという方々が増えているという話を聞きました。現状はどのようなになっているのか伺います。

また、介護認定を受けた方々が新しい町立病院ができると入所されると思いますが、ここ何年間かの見通しを分かる範囲で結構ですから伺います。

○委員長（貳又聖規君） 小川高齢者介護課主幹。

○高齢者介護課主幹（小川千秋君） 施設の現状についてです。現在、特別養護老人ホームと

か介護老人保健施設の待機者数はかなり増えているのが現状ですが、施設の申込みも特別養護老人ホームとグループホームとかを重複して申込み方もいらっしゃるので、現実的な待機者数とは少し違う部分があると思っております。現在、特別養護老人ホームの待機者はいらっしゃるのですけれども、早急に入所しなければいけないとか、緊急性のある方に対しては順番を超えて入所していただくといった措置もありますので、今のところはすごく困っている方が多いという現状ではないと思っております。今期グループホームが1ユニット増設されましたので、グループホームの待機者がそちらの施設に移るということも見受けられます。

町立病院の介護医療院については、介護度が高い方でないと入所できない状況がありますが、入所に関しての相談は今のうちから少しずつ受けるようにしておりますので、施設が出来上がる時には白老町の高齢者がスムーズに入所できるような体制を整えたいと思っております。

○委員長（貳又聖規君） 5番、西田祐子委員。

○5番（西田祐子君） 今、何人ぐらいいいますかと聞いたのですが、人数が分からないということでしょうか。町の人たちはなかなか入れないという話をしていますけれども、それは緊急性があるからではないというふうに理解していいのですか。家に一人でいられないという状況ではないから、今のところそんなに無理しなくても大丈夫でなんとか自立できるから家にいますという状況でしょうか。その辺だけ伺います。

○委員長（貳又聖規君） 小川高齢者介護課主幹。

○高齢者介護課主幹（小川千秋君） 緊急性がないから順番が来るまで待ってくださいという方も中にはいらっしゃるのですけれども、その中でもどうしても独居では大変だという方はショートステイを利用されたり、ほかのサービスを組み合わせたり、できるだけ早く入所できるような相談をさせてもらっております。

申し訳ありませんが、今ははっきりした人数は出すことができません。

○委員長（貳又聖規君） ほか、質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（貳又聖規君） 質疑なしと認めます。

続いて、44ページから76ページまでの3款地域支援事業費から7款予備費全般及び給与費明細書について。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（貳又聖規君） 質疑なしと認めます。

次に歳入に入ります。10ページから27ページまでの歳入全般について。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（貳又聖規君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（貳又聖規君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第12号 令和6年度白老町介護保険事業特別会計予算、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○委員長（貳又聖規君） 全員賛成。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時24分

○委員長（貳又聖規君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎議案第13号 令和6年度白老町水道事業会計予算

○委員長（貳又聖規君） 議案第13号 令和6年度白老町水道事業会計予算を議題に供します。

別冊の水道事業会計予算書20ページをお開きください。20ページから24ページまでの収益的支出から質疑に入ります。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（貳又聖規君） 質疑なしと認めます。

次に18ページから19ページまでの収益的収入について。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（貳又聖規君） 質疑なしと認めます。

次に25ページから26ページまでの資本的収入及び資本的支出について。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（貳又聖規君） 質疑なしと認めます。

次に3ページ及び7ページから10ページまでの企業債、給与費明細書及び債務負担行為に関する調書について。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（貳又聖規君） 質疑なしと認めます。

全般について特に質疑漏れがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（貳又聖規君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（貳又聖規君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第13号 令和6年度白老町水道事業会計予算、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○委員長（貳又聖規君） 全員賛成。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第14号 令和6年度白老町立国民健康保険病院事業 会計予算

○委員長（貳又聖規君） 議案第14号 令和6年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算を議題に供します。

別冊の国民健康保険病院事業会計予算書21ページをお開きください。21ページから34ページまでの収益的支出から質疑に入ります。質疑があります方はどうぞ。

2番、田上治彦委員。

○2番（田上治彦君） 2番、田上です。29ページの（3）看護部門管理運営経費、24節賃借料の内訳ですけれども、この中で在宅酸素、在宅人工呼吸器、睡眠時無呼吸症候群治療用装置となっています。これらは在宅医療用の装置になりますが、在宅医療、訪問診療が始まっているのかどうか。もし始まっていなくてこれだけの装置があるのであれば、コロナウイルス感染症が拡大していたときに町立病院も感染症の軽い症状、または中等症の患者さんの入院を受入れていたら結構な収入になっていたと思うのです。たしか2人から4人ぐらいの受入れができたと思います。苫小牧市立病院がいい例だと思うのです。受入れなかった理由についてはここでは言いませんけれども、やるべきこと、できることをやらなかったことが今の結果だと思うのです。いろいろと業務を拡大するのもいいのですけれども、先日、大塩町長も原点に返るとおっしゃいました。病院も原点を見つめ直していただいて、いい医療機器があっても使わなくては、まさに宝の持ち腐れになってしまいます。賃借料が発生しているのであればなおさら使ってほしいところではあるのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（貳又聖規君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） 賃借料の在宅酸素、在宅人工呼吸器、睡眠時無呼吸症候群治療装置の質問です。在宅医療を行っているのかということで、例えば高齢者で酸素の必要な重篤な患者さんが入院してきます。ご存知のとおり病院には設備、酸素の機器がありますが、当院の入院患者さんが自宅に戻られたあと、旅行に出かけるなど在宅酸素濃縮器

やボンベを必要とするときに、病院が間に入り業者から借り受けして患者さんにお渡しすると。患者さんとしても当然それに見合う診療報酬を病院に支払う形になっていますので、これはあくまでも医師の指示に基づいてご自宅等で酸素等の機器を使う患者さんに対して処方しているということです。

コロナウイルス感染症の関係です。委員おっしゃるとおり当院ではコロナウイルス感染症の対応時は発熱外来主体で動いておりまして、入院患者さんを受ける病床ではなかった。ご質問のとおり患者さんを受入れて機器を使えば収益の向上につながったかなということで、今後、コロナウイルス感染症の患者さんの受入れ、また訪問診療といった町の政策的な部分の話も出てきておりますので、今後、機器の活用は増大していくと捉えております。

○委員長（貳又聖規君） ほか、質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（貳又聖規君） 質疑なしと認めます。

次に、20ページ、収益的収入について。質疑があります方はどうぞ。

2番、田上治彦委員。

○2番（田上治彦君） 2番、田上です。20ページの1款病院事業収益、2項医業収益の説明欄の地域包括ケア病床についてです。地域包括ケア病床については、先日の北海道厚生局の指摘を受けたところではあるのですが、この数字はこのとおりかと思います。もともと長期入院から早い在宅復帰を目指すという目的でこの病床ができたはずなので、在宅への復帰率はどのように推移しているか伺います。

○委員長（貳又聖規君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） 地域包括ケア病床につきましては、昨年の北海道厚生局の適時調査に基づきまして、今、施設基準を取り下げしています。地域包括ケア病床を導入した令和4年10月から昨年10月までの数字をお答えしたいと思います。当院が取っていた施設基準は、地域包括ケア病床入院管理料2と言いまして、在宅復帰率70%以上は必要という基準です。この基準に基づいて8割を切らないようにという運用をしてまいりました。何%かという正しい数字の押さえはないのですが、恐らく9割前後で推移していたと捉えております。地域包括ケア病床は医業収益を上げる上では大変必要な病床と考えておりますので、早期に施設基準をもう一度取る方向で進めてまいりたいと思っております。

○委員長（貳又聖規君） ほか、質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（貳又聖規君） 質疑なしと認めます。

次に、35ページ、資本的収入、資本的支出全般について。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（貳又聖規君） 質疑なしと認めます。

次に、2ページ及び7ページから12ページまでの企業債、給与費明細書及び債務負担行為に関する調書について。質疑があります方はどうぞ。

2番、田上治彦委員。

○2番（田上治彦君） 2番、田上です。10ページの級別の標準的な職務内容の枠内で特定任期付職員の理事職となっておりますけれども、病院の理事長ということであれば本来は医師または歯科医師になると思うのです。特定で認められれば一般の方でも理事になることができます、たしか任期も2年と定められていたと思います。もし間違っていたらすみません。理事長ではなく、あくまで理事であると捉えているのですけれども、この表では理事職が2号俸となっております。役割、業務内容からすると5号俸ぐらいでもいいのではないかと思います。いろいろ議論はあると思いますが、なぜ2号俸にしたのか。期限が終了すれば任期は終わりなのか、もしくは任期を更新しながらやっていくものなのか。また、理事職という役職は議会の一般質問等に対して答える立場なのか伺います。

○委員長（貳又聖規君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） 理事職の給与はじめ何点かご質問いただきました。まず2号俸に格付けすることとしております。なぜ4号俸、5号俸ではないのかというご質問だと思うのですが、2号俸が約42万円の給料でして、理事職の立ち位置が院長と事務長職の間ということで、事務長職の給料より上位でなければならないということが一つあります。それと理事職に求める明確な基準はないですけれども、給料的には事務長の直近上位であり、ほかの医療機関での事務長経験者とか幅広い行政経験をお持ちの方となると、やはり年代的には例えば60歳以上の再任用職員といった位置づけになるものですから、そういった再任用的な部分も加味して2号俸と決めたということです。この方を更新するかどうかというご質問だと思うのですが、任期につきましては委員のご質問にあったように2年間ということです。更新するかどうかというのは町側の判断にもよりますけれども、2年間で低迷している病院の経営に貢献をしていただいたというような実績があるならそれ以降の任期についてもまた検討ということも出てくるのかと思っていますところです。

○委員長（貳又聖規君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 特定任期付職員の給与の関係ですけれども、一般の職員とは給料表自体が違い特定任期付職員の給料表は1号俸から5号俸までありまして、先ほど事務長が申し上げましたとおり、位置づけ的には事務長と院長の間ということで2号俸42万円の給料に格付しているところです。任期は2年と言いましたけれども、特定任期付職員については3年以内で任期を定めることとされていますので、2年を予定しているところです。場合によっては1年、2年、3年と格付していくということで、今言いましたようにいろいろ経営改革の部分がありますので、そちらの部分がある程度見込めるのではないかと思いますので、今のところ2年の任期を予定しているところです。

議会で答弁する機会があるのかということですので、事務長の上の職で総合的に事務部分を担当することになりますので、理事も議会に出席してもらおう想定をしています。

○委員長（貳又聖規君） ほか、質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（貳又聖規君） 質疑なしと認めます。

続いて、全般について特に質疑漏れがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（貳又聖規君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（貳又聖規君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第14号 令和6年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○委員長（貳又聖規君） 全員賛成。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第15号 令和6年度白老町下水道事業会計予算

○委員長（貳又聖規君） 議案第15号 令和6年度白老町下水道事業会計予算を議題に供します。

別冊の下水道事業会計予算書19ページをお開きください。19ページから21ページまでの収益的支出から質疑に入ります。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（貳又聖規君） 質疑なしと認めます。

次に、18ページ、収益的収入について。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（貳又聖規君） 質疑なしと認めます。

次に、22ページから23ページまでの資本的収入及び資本的支出全般について。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（貳又聖規君） 質疑なしと認めます。

次に、3ページ及び7ページから10ページまでの企業債、給与費明細書及び債務負担行為に関する調書について。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（貳又聖規君） 質疑なしと認めます。

全般について特に質疑漏れがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（貳又聖規君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（貳又聖規君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第15号 令和6年度白老町下水道事業会計予算、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○委員長（貳又聖規君） 全員賛成。

よって、議案第15号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎審査結果報告書作成の議決

○委員長（貳又聖規君） 以上をもちまして本特別委員会に付託された全ての議案の審査を終了いたしました。

なお、本委員会の審査報告書の作成については、これを正副委員長に一任していただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（貳又聖規君） ご異議なしと認めます。

それでは、そのように取扱いをさせていただきます。

◎閉会の宣告

○委員長（貳又聖規君） 一言閉会のご挨拶を申し上げます。

3日間にわたり令和6年度の新たな体制による予算審議に関して、委員各位のご協力をいただきましたことに対し、感謝とお礼を申し上げ、閉会の挨拶といたします。

これをもって予算等審査特別委員会を閉会いたします。

（午前10時43分）